

## 活動報告

# 史料利用セミナーの開始

総務班／編纂室

はじめに

平成二九（二〇一七）年度より、外交史料館では当館が所蔵する外交記録の利用促進のため、研究や学習に外交史料を利用したいとの関心を持っている大学生や大学院生向けの史料利用セミナー（以下、「本セミナー」とする）を開始した。

既刊の『外交史料館報』でも参照可能なように、開館以来当館は大学生、大学院生等の見学を受け入れてきた実績があるが、本記事では、「新たにセミナーとの名称を冠して見学受入れを開始した経緯、具体的な実施内容、類縁機関で実施している類似事業と比較した本セミナーの特徴、今後の課題などを説明することとしたい。

### 一 利用促進事業の公的要請

当館が本セミナーを開始した背景には、複数の公的要請が存在する。第一に、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライ

ン」（平成二三年四月一日内閣総理大臣決定、平成三〇年五月一八日一部改正。以下、「ガイドライン」とする）は、第三章第二節「利用の促進」において、デジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しを実施することなどを記載し、当館を含む国立公文書館等が様々な手段で特定歴史公文書等の利用の促進を図るべきであることに言及している（同第二二条、第二四条）。上記の他、本セミナーに関連する内容として同第二三条では、「展示会の開催、館内の見学会その他の取組を行い、特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない」として、利用者からの請求を受けるだけでなく、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、その関心を高めることの重要性を指摘している。

第二に、外交記録の公開を、透明性を確保しつつ円滑に推進するため外務省が制定した「外交記録公開に関する規則」（平成二二年五月二五日制定、平成二八年七月一日一部改正）に基づき設置された外交記

録公開推進委員会による要請が存在する。同委員会は、第一五回合会（平成二八年六月一日）でそれまでの外交記録公開の「成果と課題」を、さらに二年後の第二一回合会（平成三〇年六月二八日）ではその後の進捗状況を踏まえ新たな「成果と課題」を取りまとめて発表した。双方の「成果と課題」において、「利用者目線に立った外交記録公開の実施」「利用者の裾野と利用の幅を拡げる」といった利用促進の課題に対応すべきことが指摘された。<sup>1)</sup>

以上のように、外務省から移管された特定歴史公文書等の管理・公開を行う機関として、当館には公的に利用促進のための施策の実施が様々な形で要請されることとなった。本セミナーはこれら一連の要請に対応し、利用の促進を図る方法として、既に実施している展示会や見学への対応に加わる形で、近い将来当館を学習・研究のため利用する可能性がある大学生・大学院生を対象として、外交記録に関する知識や触れる機会を提供することを目的として開始されたものである。

## 二 本セミナーの内容

本セミナーは、原則として大学のゼミナール単位での受入れを行ない、左記のような内容を中心に説明を行っている。

### (一) 当館の沿革、外交記録の概要の説明

当館の沿革や事業内容、外務省における外交記録の作成・保存・公

開の経緯、その史料的特徴などについて概要説明を行っている。説明の際は、背景的な知識として、公文書管理制度や、国立公文書館・宮内公文書館などの類縁機関との関係についても説明を行っている。

なお、外交記録が整理・保存されてきた背景として、「書類整備の完否は結局、外交の勝敗を決する」という石井菊次郎元外務大臣の言葉に触れつつ、外務省において実務的な要請から外交記録が保存・整理されてきたこと、かかる経緯により外交記録が保存されてきたことが、将来的な国民に対するアカウンタビリティの確保に繋がっていることなどを併せて説明している。

### (二) 原本史料の説明・閲覧

当館が所蔵する外交記録の中から、一般にも知名度の高い歴史的事件や人物に関連するもの、外交記録が幅広い内容を含むものであることを示す記録を、参加者側の希望も踏まえつつ数冊選択し、史料説明を行っている。前者の具体的な事例としては、条約改正交渉、日露戦争、日本国憲法の制定、日中国交正常化、吉田茂元総理に関連する史料などを、後者については日中国交正常化後の中国によるパンダの寄贈、日本人移民に関連する史料などを紹介している。

説明にあたっては、内容の説明だけでなく、文書の材質や決裁方法、ファイルの作成・整理のされ方など、史料原本であるからこそ読み取ることができる情報を幅広く説明するように心がけている。また、史料説明後には、可能な限り参加者が史料原本を閲覧する時間を設けて

いる。歴史的な史料を実際に手に取る機会を設けることで、ガイドラインの求めるような関心を高める効果を意図している。



(上) 原本史料の説明風景

(下) 原本史料の閲覧風景

### (三) 所蔵史料の検索方法の説明

閲覧室等で史料検索の際に利用する目録などを実際に準備し、史料がどのように分類されているのか、階層構造や効率的な検索方法について、事例を取り上げて説明を行っている。当館の所蔵史料は多岐に渡るので、全ての史料群の検索方法を説明するのは現実的ではないことから、外務本省と在外公館との往復電報・公信などを整理した主要な所蔵史料である「外務省記録」を事例に取り上げて説明を行っている。

### (四) その他の外交記録利用手段の紹介

当館利用の事前調査を行う場合、あるいは当館を利用することが難しい場合に外交記録を活用する方法について説明を行っている。具体的には、当館が史料の画像データを提供している「アジア歴史資料センター」のホームページ、当館が編集・刊行を行っている外交史料集『日本外交文書』、更に平成二九年度より実施された戦後外交記録の特別審査ファイルのインターネット公開などを紹介している。特にアジア歴史資料センターについては、戦後外交記録のデータ提供・公開が平成二八年度より開始されたこと、『日本外交文書』は、当館のホームページで「日本外交文書デジタルコレクション」として電子版を公開しており、ほぼ全巻が閲覧可能であることを説明している<sup>(2)</sup>。

また、これらの利用手段を説明する際は、原本史料と同一の文書を事例として取り上げること、様々な手段を並行利用することのメリットなどを補足的に説明している。

### (五) 別館展示室、本館ロビーの見学

本セミナーは、基本的に閲覧室の利用に資することを目的としたプログラムとなっているが、別館展示室、及び本館ロビーには、幕末から第二次世界大戦までの時期を中心として、日本外交の足跡を示す代表的な条約書、国書・親書、外交文書等のほか、吉田茂元総理の遺品、関係史料などが展示されていることから、日本外交史自体に関心を持ってもらうことを目的として、説明者つきの展示見学をプログラム

に組み入れている。

見学説明の際には、(二)で記したような説明を行っている史料原本と展示物との関係を説明するなど、連動する形で参加者の関心を引く説明となることを心がけている。



(上・下) 別館展示室の案内

(六) その他

参加者側の希望に応じて、上記の内容の他に、閲覧室の見学や、史料検索方法のチュートリアルを実施している。

三 他機関事業との比較

本セミナーの特徴を明らかにすることを目的として、他の類縁機関が実施している各種利用促進事業について概要と特徴を整理したい。

(一) 国立公文書館における各種見学(ツアー)

国立公文書館は同館の業務(利用、保存、修復、展示等)を紹介することを目的として、行政機関、民間企業、学校、NPO法人等の様々な団体の見学を受け入れると共に、個人が参加できるツアーを様々な層向けに実施している。<sup>(3)</sup>

同館の事業は、広く館の業務を一般に理解してもらうことに重点を置いている。このため、利用者が普段は入ることができない書庫、修復室などへの見学などを各種ツアーに盛り込むなど、一般の興味関心を引く工夫を加えていることが特徴であり、前出のガイドライン第二三条に即した取組と位置づけられる。一方で、実際に所蔵史料を利用することを想定した閲覧体験は、大学生向けのツアーなどで一部に盛り込まれる形となっている。<sup>(4)</sup>

(二) 埼玉県立文書館における学習支援活動

埼玉県立文書館は、平成二五年度より三年間の期間、埼玉県高等学校教育課程改善委員会地理歴史部会における取り組みとして、同館職員と高校地歴科教員が協力して、教員が設定した授業のテーマに即した所蔵史料を同館職員が準備し、生徒にアドバイスを与えながら、史料原本のコピーの読解や、相互に史料の内容説明を行わせる取り組み

を実施した。またこれに加えて、平成二八年二月六日には同館にて高校生が史料原本の読解を体験する「埼玉県高校生文書館ワークショップ」を開催している。<sup>(5)</sup>

同館の事業は、教育機関との連携による教員の指導力の向上や文書館の利用促進という目的を掲げたもので、長年にわたり各地方自治体の公文書館が実績を積み上げてきた学習支援活動を、一段と意欲的に推進した一例といえる。教育成果として、生徒たちが読解の容易ではない史料を読み解いていくことに達成感を得ていたことや、歴史や文書館への関心を抱くようになったことなどが報告されており、生徒が史料を利用する意欲自体を刺激する点に、その特徴があるといえるだろう。<sup>(6)</sup>

### (二) アジア歴史資料センターの大学デモンストレーション事業

アジア歴史資料センターは、国の機関が保管するアジア歴史資料(原資料)を、インターネットを通じて提供する電子資料センター(デジタルアーカイブ)として、様々な機会を通じてその取り組みの紹介を国内外に行っている。特に大学生向けには、東京大学などの大学において、オンライン・データベースの一例としてその利用方法を職員がデモンストレーションする講習を行っている。<sup>(7)</sup>

同センターの事業は、大学などの場所に出向き、その場で史料画像を見せながら利用方法を説明するという点に特徴がある。どのような場所からでもアクセスが可能なデジタルアーカイブという特性を活か

したものであるといえるだろう。

三つの取り組みを参考として取り上げたが、いずれの機関の事業も利用促進という目標は同じだが、一方でアプローチや対象とする層がそれぞれ異なることが理解できる。

具体的に当館のセミナーを各館の取り組みと比較した場合、下記のような特徴が指摘できる。(1) 公文書について一般の興味関心に訴えることに重点を置く国立公文書館の各種ツアーと比べ、所蔵史料の学習・研究への利用という実践的な要素に重点を置いている。(2) 高校の授業カリキュラムと密接に連携した埼玉県立文書館の学習支援活動に比べ、アドホックに様々な形で大学等の講義に組み込んでもらうことが可能となっている。(3) デジタルアーカイブの特性を活かしたアジア歴史資料センターのデモンストレーション事業と比較して、実際の史料に触れることで異なった学習効果を期待することができる。以上の点から、学習・研究などの機会に、外交記録に何らかの形でアクセスしてもらうきっかけを広く提供することに重点を置いた取り組みとも位置づけることができるだろう。

## 四 セミナーの実績と今後

本号刊行の時点で、本セミナーの実施回数は一〇校、一回となっている。参加した学生の学年は大学学部一年生から大学院修士課程まで、ゼミナールの専攻分野は日本史、日本外交史、国際政治、教養課

程（専攻未選択）など、幅広いものとなっている。

参加者から得られた感想を確認する限りでは、本セミナーのねらいである、外交記録がどのようなものであるかの性質を理解してもらうこと、記録を残すことの意味、史料を身近に感じてもらう、関心を持ってもらうなどの点では一定の成果を収めていることや、何らかの形で外交記録を利用したいとの反応があったことを確認できている。また、職員からの説明の時点では強い関心を示していない参加者も、実際に史料に触れることで、自ら史料の興味を引く点を発見して関心を高め、積極的に職員に質問や感想を述べる様子が見られるという傾向があるなど、史料原本を実際に読むこと、触れることが説明のみの見学以上の印象を与えることも確認できた。

また感想の中には、補修作業など、バックヤードツアーをプログラムに組み込むことを求める意見や、より個別具体的な史料検索方法の講習を組み込むことを求める意見、さらに個人を対象としたセミナーの実施を求める意見があった。全ての要望に応えることには課題も少なくないが、個々の要望に可能な限り応じられるよう、柔軟性をもって本セミナーの内容を見直し、実施していくことが、外交記録の活用の裾野を拡げ、利用の促進を実現するという本セミナーの目的に添うものであると考えられるため、引き続き努力していくこととしたい。

（文責 浜岡）

注

- (1) 外交記録公開推進委員会（外務省）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/public/suishininkai.html>
- (2) アジア歴史資料センター  
<https://www.jacar.go.jp/>  
特別審査ファイル公開ページ（外交記録公開の概要…外務省）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/gshir/>  
日本外交文書デジタルコレクション（外務省）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/>
- (3) 国立公文書館見学（ツアー）のご案内（国立公文書館）  
[http://www.archives.go.jp/about/activity/application\\_tour.html](http://www.archives.go.jp/about/activity/application_tour.html)
- (4) 寛雅貴「『国立公文書館体験ツアー』実施報告」『アーカイブズ』五二号（平成二六年三月）。
- (5) 新井浩文「埼玉県立文書館収蔵資料を用いた授業モデル」『文書館紀要（埼玉県立文書館）』第三〇号（平成二九年三月）。
- (6) 新井、前掲。各地の学習支援活動については、梅原康嗣「公文書館における学習支援活動について」『北の丸（国立公文書館）』第四九号（平成二九年三月）。
- (7) アジ歴ニューズレター（アジア歴史資料センター）。特に第二〇、二二三、二六の各号を参照。<https://www.jacar.go.jp/newsletter/index.html>